

(仮称)松川水原太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見
文化財	<p>当該開発予定地は、「埋蔵文化財包蔵地分布地図」によれば、現在のところ包蔵地外と判断されるが、工事の際、埋蔵文化財と思われるものが発見された場合には現状を変更することなく速やかに文化課に連絡をすること。</p>

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見
景観	<p>主要な視点場の範囲を10km圏内に限定的ではなく、範囲を拡大しフォトモンタージュ等(景観シミュレーション)を活用し、眺望への影響を詳細に検討すること。 また、地域住民だけではなく広く市民から十分な合意形成が図れるように努めること。</p>
大気	<p>近年、各地でパネルの飛散・破損などの事故があったことを聞き及んでいます。そのため、風況調査については2季ではなく4季での調査を実施すること、調査にあたっては、台風と春の風の強い時期を含めることを要望する。</p>
水環境	<p>パネルから落ちた雨水が、地面を洗掘して濁水やパネル倒壊の原因となったり、草地とパネルの表面積や構造の違いから単位面積あたりの雨水の保持機能が変わることによって起きる影響について懸念している。 降水量に応じた洗掘等のパネル付近の影響や単位面積あたりの雨水の保持機能の変化による影響について調査し、適切な予測・評価を行い十分な対策をとること。</p>

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素 (環境要因)	福島市の意見
水環境	<p>対象事業実施区域周辺における生活水の確保状況について把握するとともに、これらに係る当該事業の実施による影響について、調査・予測・評価の必要性を検討し、検討結果を準備書に記載すること。</p>
水環境 土壌に係る環境 その他の環境	<p>当該事業予定地は、農地として利用していたところに雨水により営農に労苦があったとのことで、地域より水害や土砂災害などを心配する声が寄せられている。</p> <p>また、近年、各地で想定を超える局地的な降雨や台風による災害が発生している現状から、工事中または供用開始後に雨水による当該地・下流域での崩落・土砂堆積・洗掘・溢水などの水害や土砂災害による被害が懸念される。</p> <p>現在の当該事業予定地への降雨時の影響について、降水量に対する影響(一例として当該地が保有している雨水の調整機能について、降水量と流量の関係についてモデル化し、実際の調査結果と比較する。)を調査項目に選定し、調査の上、適切な予測(豪雨時の予測、事業(施工・供用)の前後での降雨に対する流況の変化)、評価を行い十分な対策(調整池の設置・土砂災害防止・管理計画)を検討し準備書・評価書に反映すること。</p> <p>また、調査対策にあたっては、地元関係者、関係機関へ十分な説明と協議を行い地域住民の不安解消に努めること。</p>
動物	<p>現在、当該事業予定地内を活動拠点にしている熊・猿・猪等の有害獣は、敷地に入り込まないようフェンス外に排除されるが、フェンス外に排除された有害獣が周辺農地の営農環境にどのような影響を及ぼすのかについて調査、予測、評価を行い、対策を実施すること。</p>

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見
協議・指導事項 について	<p>太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となりますが、附属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議をすること。</p>
	<p>開発予定地については、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定がされているので、農山漁村再生可能エネルギー法の適用対象地域外となります。農山漁村再生可能エネルギー法の適用を計画するのであれば、事業計画を変更するか、あるいは農振除外について農業振興室と協議をすること。</p>
	<p>当該計画において、大規模な森林伐採、造成等を最小限度とし、減災対策として調整池を設置する計画に関しては評価できるが、太陽光パネルの設置により、雨水流出係数が従前より大きくなり、流出増による土砂災害等が懸念されるため、計画区域内に含まれる公共施設管理者(道路等)と協議をすること。</p>
	<p>当該施設の火災危険性には、落雷などの自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火があります。 極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p>
	<p>ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。(遮光シートの準備等)</p>
総括的事項	<p>将来的に発電事業を終了するような事態になった場合、その後の発電施設の扱い、土地の現状復旧の方法や、復旧方法を実施する上での地域との合意形成の考え方、復旧後の確認調査・再対策の考え方などを準備書、評価書に記載すること。</p>
	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>